

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第3区分

【発行日】平成18年10月26日(2006.10.26)

【公表番号】特表2006-503132(P2006-503132A)

【公表日】平成18年1月26日(2006.1.26)

【年通号数】公開・登録公報2006-004

【出願番号】特願2004-544057(P2004-544057)

【国際特許分類】

C 08 G 18/66 (2006.01)

C 08 G 101/00 (2006.01)

【F I】

C 08 G 18/66 F

C 08 G 18/66 F

C 08 G 101:00

【手続補正書】

【提出日】平成18年9月5日(2006.9.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】特許請求の範囲

【補正対象項目名】全文

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

A)ポリイソシアネート、ポリイソシアネートプレポリマー及び変性ポリイソシアネートを含んでなる群からの一種以上の化合物、

B)ポリエーテルポリオール及びポリエステルポリオールを含んでなる群からの一種以上のポリオール、

C)連鎖延長剤、

を、

D)水及び/又は物理発泡剤、

E)触媒、及び任意に

F)更なる補助物質及び/又は添加剤、

の存在下で反応させることによって得ることができ、

成分C)は、(C1)1分子あたり少なくとも2個の第一級アミン基を有する芳香族アミン、(C2)第四級アンモニウム塩及び任意に、(C3)分子量が400 g/molの短鎖ジオール、の混合物である、

気泡質のアミン架橋ポリウレタンエラストマー。

【請求項2】

A)ポリイソシアネート、ポリイソシアネートプレポリマー及び変性ポリイソシアネートを含んでなる群からの一種以上の化合物、

を、

B)ポリエーテルポリオール及びポリエステルポリオールを含んでなる群からの一種以上の化合物、及び

C)連鎖延長剤、

と、

D)水及び/又は物理発泡剤、

E)触媒、及び任意に

F)更なる補助物質及び/又は添加剤、

の存在下で反応させることを含む、気泡質のアミン架橋ポリウレタンエラストマーの製造方法であって、

成分C)は、1分子あたり少なくとも2個の第一級アミン基を有する芳香族アミン(C1)、第四級アンモニウム塩(C2)及び任意に、分子量が400 g/molの短鎖ジオール(C3)、の混合物を含んでなることを特徴とする製造方法。

【請求項3】

靴部品及び靴底を製造するための、請求項1に記載のエラストマー又は請求項2に記載の方法で製造されるエラストマーの使用。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0004

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0004】

驚くべきことに、1分子あたり少なくとも2個の第一級アミン基を有する芳香族アミン、第四級アンモニウム塩、及び任意に分子量が400 g/molのジオールを連鎖延長剤として使用した場合、水及び/又は物理発泡剤による発泡反応プロセスが起こることが判明した。例えば靴底として使用し得る気泡質エラストマーは、このようにして製造することが可能である。